

特別会計

●特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区分している会計で、当町には5会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
墓地公園特別会計	796万円	579万円	217万円
国民健康保険特別会計	8億7,865万円	7億9,836万円	8,029万円
介護保険特別会計	6億898万円	5億9,145万円	1,753万円
後期高齢医療特別会計	1億712万円	1億107万円	605万円
公共下水道事業特別会計	6億6,288万円	6億4,918万円	1,370万円
合計	22億6,559万円	21億4,585万円	1億1,974万円

※1万円未満四捨五入

公営企業会計（法適用分）

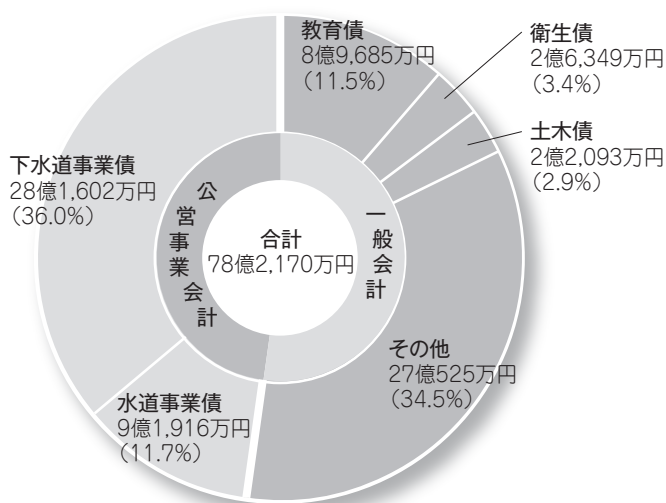
●公営企業会計は、民間企業と同じような経営をしている事業で、地方公営企業法の適用を受けるものとして、当町には1会計あります。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	
水道事業	収益的	2億7,139万円	2億3,955万円	3,184万円
	資本的	4,530万円	1億3,893万円	△9,363万円
合計	3億1,669万円	3億7,848万円	△6,179万円	

△は不足額。不足額は留保資金等で補てんしました。

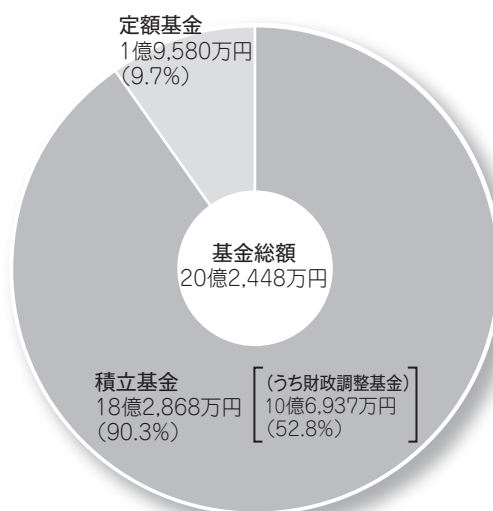
※1万円未満四捨五入

町債の状況



町民1人あたりの借入金残高 742,167円

基金の状況



町民1人あたりの基金残高 192,094円

一財政健全化法一 健全化判断比率 について

「財政健全化法」とは、財政の健全さを計る下記の指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律で、これまで対象から外れていた国民健康保険などの特別会計や事業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。本町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれています。

指標	指標の説明	比率	基準値	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率 実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	6.5	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	7.8	350.0	
資金不足比率 (水道・下水道事業)	資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20.00	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、すべての会計が黒字であるため「—(ハイフン)」となっています。

※早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の悪化(イエローカード)」を、財政再生基準は「財政の破たん(レッドカード)」をあらわす基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合には、国からの健全化に向けた取り組みが指導されます。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651 FAX377-2790